

# 社会保険

# いばらき

## 9

協会けんぽ 2021(令和3)年度決算(見込み)のお知らせ

2022 September  
NO.530

- 「被扶養者状況リスト」の提出のお願い
- 傷病手当金は支給停止または減額される場合があります
- 9月分保険料から新しい標準報酬月額で計算・控除を
- 保険料は納付期限までの納入を
- 10月の出張年金相談



備前堀の花 (撮影：水戸市下市)：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

### 協会けんぽ

## 2021（令和3）年度決算（見込み）のお知らせ

### 2021年度の決算（見込み）のポイント

2021年度決算は、前年度から一転して、減少していた医療費の反動増等によって医療費が新型コロナの感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加しました。そのため、2021年度決算の収支差は2,991億円となり、前年度の6,183億円から大幅に減少しました。

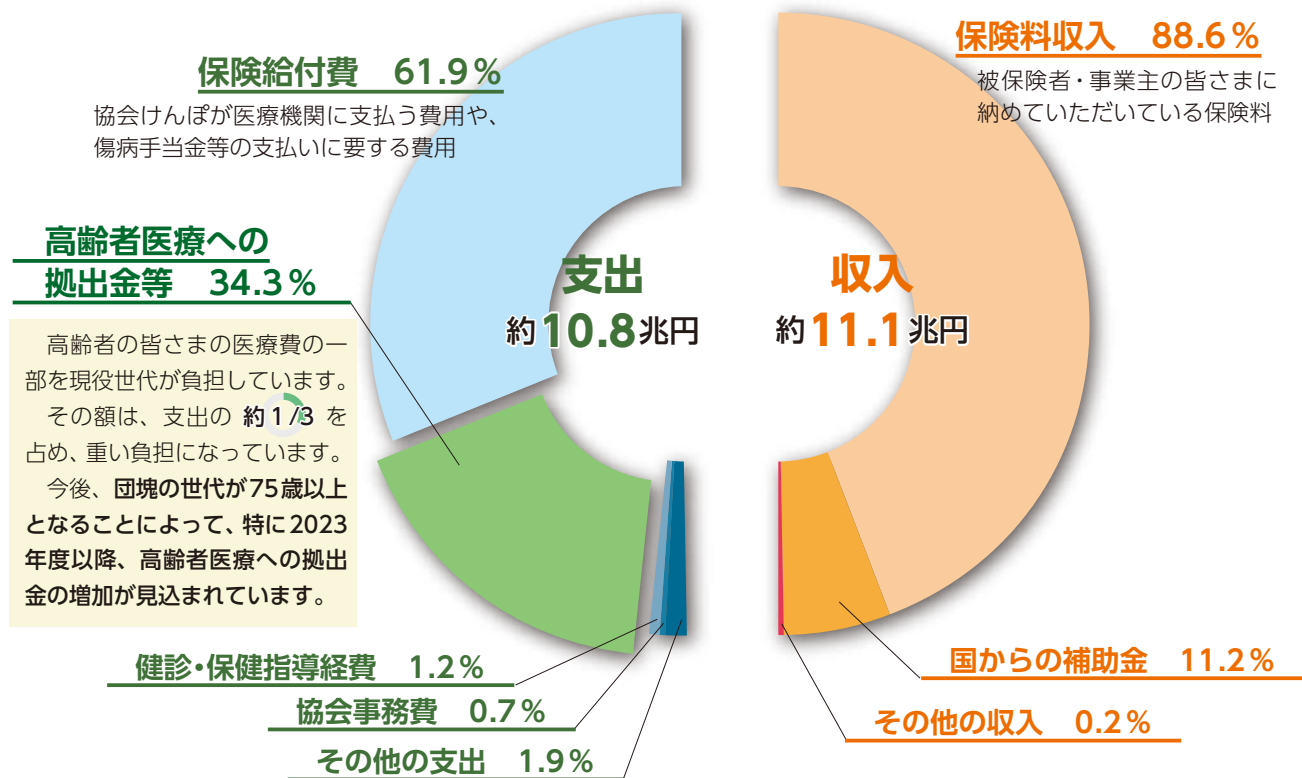
※ 詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

### 2021年度決算（見込み）

### 医療分

収入	11兆1,280億円	(+3,630億円)
支出	10兆8,289億円	(+6,822億円)
収支差	2,991億円	(▲3,192億円)
準備金	4兆3,094億円	(+2,991億円)

※（ ）内は、対前年度比。



### Q.2021年度の決算は黒字額が大幅に減少しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

#### A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- 被保険者数の伸びが鈍化傾向にあることや、不透明さを増す経済状況等によって、コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できません。
- 支出面では、医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、今後、団塊の世代が75歳になり始め、後期高齢者が増加することによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

### こんなことをやっています

## 2021（令和3）年度 茨城支部の事業報告

#### 医療費適正化



- お薬手帳カバー作成によるジェネリック医薬品の使用促進
- 医療費節約術のリーフレット配布
- 乳幼児世帯への医療のかかり方リーフレットの送付
- 誤使用を防ぐための保険証回収強化 など

#### 健康づくり



- Web 広告や文書による健診の受診勧奨
- 健診後の要治療者への受診勧奨
- 特定保健指導の実施
- 健康経営の取り組みサポート
- 健康づくりに関するセミナーの開催 など

皆さまの保険料負担軽減のために

## 「被扶養者状況リスト」の提出のお願い

10月上旬から下旬にかけて「被扶養者状況リスト」を事業所へお送りします。

被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

※被扶養者の状況に変更がない場合でもリストの提出は必要です。

### ◇ 確認の対象となる方

令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がないため、お送りいたしません。

### ◇ 扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届、該当する方の保険証

### ◇ 添付書類について

- ・被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- ・海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

### ◇ 令和3年度の実績

- ・扶養解除者数 約7.3万人
- ・高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約9億円

提出期限

令和4年  
11月30日(水)

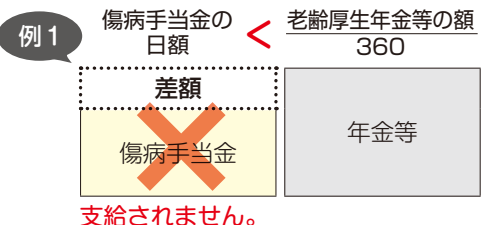
傷病手当金を受給されている方へ

## 傷病手当金は支給停止または減額される場合があります

健康保険の傷病手当金を受給している被保険者さまが以下の条件に該当する場合、傷病手当金の支給額の一部または全部が減額調整されます。

### ◇ 退職後に老齢(退職)年金が支給されるとき

厚生年金等の老齢(退職)年金を受けることができる場合は、退職後の傷病手当金が減額調整されます。

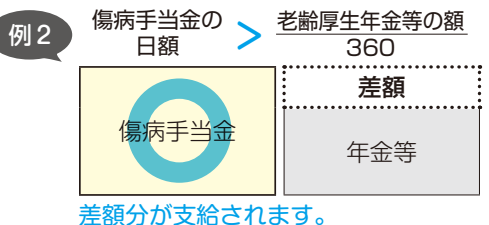


### ◇ 障害厚生年金または障害手当金が支給されるとき

傷病手当金の支給期間に同一または関連する疾病による障害厚生年金または障害手当金を受けることができる場合は、傷病手当金が減額調整されます。

### ◇ 出産手当金が支給されるとき

出産手当金の日額が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。



### ◇ 雇用保険の失業手当を申請するとき

失業手当を申請することは、いつでも仕事に就ける状態であると考えられるため、傷病手当金は申請できません。

⚠️ すでに傷病手当金を受給した期間にさかのぼって年金等を受給される場合は、傷病手当金を返納していただくことになります。



【皆さまへお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

全国健康保険協会 茨城支部  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502  
水戸市南町3-4-57  
水戸セントラルビル

☎029-303-1500 (代表)

申請書のダウンロードができます  
申請書の記入方法のポイントも公開中です！

協会けんぽ 茨城

検索

## 日本年金機構からのお知らせ

### 令和4年9月分の保険料から 新しい標準報酬月額で計算し控除してください

本年7月に提出していただいた「算定基礎届」により、新しい標準報酬月額が決定いたしました。この標準報酬月額は、今後、昇給や降給などにより月額変更該当する場合を除き、令和4年9月分から令和5年8月分までの1年間の保険料や保険給付額の基礎となります。

#### ○ 新しい保険料の控除はいつから

保険料の控除は、原則、前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。したがって、新しく決定された標準報酬月額による保険料控除は、令和4年10月に支払われる給与からとなります。

#### ○ 年金支給額が変わる場合があります。

在職中で老齢厚生年金を受給されている方は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額停止になる場合があります。

#### ○ 被保険者の方に通知してください

事業主の方は、標準報酬月額の決定または改定等があった場合は、その内容を速やかに被保険者へ通知することになっております。

通知方法は任意ですが、明確かつ確実に通知するようお願い致します。

## 社会保険料は納付期限までの納入をお願いします。

社会保険料は事業主と被保険者が折半で納め、その保険料は健康保険の給付や医療費、介護保険の介護サービス、厚生年金保険の年金給付に充てられる非常に大切な財源となっています。制度の趣旨をご理解のうえ、保険料は必ず納付期限内に納めていただきますよう、事業主の皆様のご協力をお願いします。

### ○ 保険料

健康保険・厚生年金保険の保険料は、毎月の給与（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）に保険料率をかけて計算され、事業主と被保険者が半分ずつ負担します。

#### （毎月の給与から徴収される保険料）

- ・ 介護保険に該当しない被保険者の健康保険料 = 標準報酬月額 × 健康保険料率 (9.77%)
- ・ 介護保険に該当する被保険者の健康保険料 = 標準報酬月額 × [健康保険料率 (9.77%) + 介護保険料率 (1.64%)]
- ・ 厚生年金保険料 = 標準報酬月額 × 厚生年金保険料率 (18.3%)

#### 賞与等から徴収される保険料

- ・ 介護保険に該当しない被保険者の健康保険料 = 標準賞与額 (年度累計573万円) × 健康保険料率 (9.77%)
- ・ 介護保険に該当する被保険者の健康保険料 = 標準賞与額 (年度累計573万円) × [健康保険料率 (9.77%) + 介護保険料率 (1.64%)]
- ・ 厚生年金保険料 = 標準賞与額 × 厚生年金保険料率 (18.3%)

#### 子ども・子育て拠出金 (全額事業主負担) ・ ・ 0.36%

- ※健康保険料率は令和4年3月からの料率です。
- ※介護保険の該当被保険者とは、40歳以上65歳未満の第2号被保険者です。
- ※標準賞与額とは賞与支給額の1,000円未満の端数を切り捨てた額となります。
- ※子ども・子育て拠出金については、事業主が全額負担することとなります。

## ○保険料は月単位

健康保険や厚生年金保険などの保険料は月単位で計算され、月途中の入退社でも日割り計算はされません。なお、同一月に被保険者資格を取得・喪失し、同じ月内に国民年金の被保険者または社会保険の適用事業所に再就職した場合、厚生年金保険料の納付が不要となります。ただし、健康保険料や介護保険料は徴収しなければなりません。

## ○給与からの被保険者分控除

事業主は、被保険者に支払う給与から被保険者負担分の保険料を控除する場合、前月分の保険料を控除します。例えば9月分の保険料は10月に支払う給与から控除してください。

## ○納付義務

事業主は、事業主負担分の保険料と合わせて納付期限までに納めなければなりません。なお、保険料の納入は口座振替が便利です。

## ○1円未満の端数処理

被保険者負担分の保険料に1円未満の端数が生じた場合、事業主と被保険者との間に特約を結んでいない限り、次のように取り扱います。

### ●源泉徴収する場合

事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

### ●源泉徴収しない場合

被保険者が被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

詳しくは下記年金加入者ダイヤルまたは管轄の年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

## ねんきん加入者ダイヤル

間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

事業所、厚生年金加入者向け

**0570-007-123** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

**(東京) 03-6837-2913** (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8：30～午後7：00  
第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～  
1月3日はご利用いただけません。

## 茨城県社会保険協会からのお知らせ

# あなたの職場に健康づくりの講師を派遣します

茨城県社会保険協会では、被保険者の健康づくりに関する講習会を実施しています。都合の良い日時にご希望の講師が職場またはご用意された会場へお伺いしますので、職場の研修等にご活用ください。

### 体力づくり講習会

健康運動指導士を派遣し、健康体操等の講話や実技指導を行います。

### 健康づくり講習会

管理栄養士等を派遣し、ご希望に応じたテーマで講習会を行います。

テーマ

- 病気の予防
- 生活習慣病等

費用は  
**無料**

茨城県社会保険協会  
が負担します。

**申込方法** 事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて茨城県社会保険協会へお申し込みください。なお、講師の都合等がありますので、1ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。

お問い合わせ  
お申し込み

一般財団法人 茨城県社会保険協会  
TEL 029-226-8005 FAX 029-231-2522  
〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階

## 出張年金相談のお知らせ

年金事務所による10月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、**新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きよ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。**

### 10月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日時	会場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	6日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	11日(火) 10:00～14:00	大子町役場
	12日(水) 10:00～15:00	常陸大宮市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	13日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	27日(木) 10:00～14:30	神栖市保健・福祉会館(保健センター)
土浦年金事務所 029 (825) 1170	6日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	28日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	13日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	19日(水) 10:00～14:30	古河市商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	18日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。